

- (1) 公的年金等控除額が一律 10 万円引き下げられました。
 - (2) 公的年金等の収入金額が 1,000 万円を超える場合の公的年金等控除額について、195 万 5 千円が上限とされました。
 - (3) 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が、1,000 万円を超え 2,000 万円以下である場合には一律 10 万円を、2,000 万円を超える場合には一律 20 万円を、それぞれ上記(1)及び(2)の見直し後の公的年金等控除額から引き下げるものとされました。
- 改正後の公的年金等控除額は、次のとおりです。

受給者の区分	公的年金等の収入金額(A)	公的年金等控除額			
		改正後			改正前
		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額			
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超	区分なし	
65歳以上	330万円以下	110万円	100万円	90万円	120万円
	330万円超 410万円以下	(A)×25%+ 27万5,000円	(A)×25%+ 17万5,000円	(A)×25%+ 7万5,000円	(A)×25%+ 37万5,000円
	410万円超 770万円以下	(A)×15%+ 68万5,000円	(A)×15%+ 58万5,000円	(A)×15%+ 48万5,000円	(A)×15%+ 78万5,000円
	770万円超 1,000万円以下	(A)×5%+ 145万5,000円	(A)×5%+ 135万5,000円	(A)×5%+ 125万5,000円	(A)×5%+ 155万5,000円
	1,000万円超	195万5,000円	185万5,000円	175万5,000円	
	65歳未満	130万円以下	60万円	50万円	40万円
	130万円超 410万円以下	(A)×25%+ 27万5,000円	(A)×25%+ 17万5,000円	(A)×25%+ 7万5,000円	(A)×25%+ 37万5,000円
	410万円超 770万円以下	(A)×15%+ 68万5,000円	(A)×15%+ 58万5,000円	(A)×15%+ 48万5,000円	(A)×15%+ 78万5,000円
	770万円超 1,000万円以下	(A)×5%+ 145万5,000円	(A)×5%+ 135万5,000円	(A)×5%+ 125万5,000円	(A)×5%+ 155万5,000円
	1,000万円超	195万5,000円	185万5,000円	175万5,000円	

14 基礎控除の見直しが行われました。

この改正は、平成 32 年（2020 年）分以後の所得税について適用されます。

- (1) 基礎控除額が 10 万円引き上げられました。
- (2) 合計所得金額が 2,400 万円を超える居住者についてはその合計所得金額に応じて控除額が遡減し、合計所得金額が 2,500 万円を超える居住者については基礎控除の適用はできないこととされました。

(注) これらの改正に伴い、年末調整において基礎控除の額に相当する金額の控除を受ける場合には、所要の事項を記載した「給与所得者の基礎控除申告書」を提出しなければならないこととされました。

改正後の基礎控除額は、次のとおりです。

合計所得金額	基礎控除額	
	改正後	改正前
2,400万円以下	48万円	38万円 (所得制限なし)
2,400万円超2,450万円以下	32万円	
2,450万円超2,500万円以下	16万円	
2,500万円超	—	

15 所得金額調整控除が創設されました。

この改正は、平成 32 年（2020 年）分以後の所得税について適用されます。

- (1) その年の給与等の収入金額が 850 万円を超える居住者で、特別障害者に該当するもの又は年齢 23 歳未満の扶養親族を有するもの若しくは特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有するものの総所得金額を計算する場合には、給与等の収入金額（その給与等の収入金額が 1,000 万円を超える場合には、1,000 万円）から 850 万円を控除した金額の 10% に相当する金額を、給与所得の金額から控除することとされました。

(注) この改正に伴い、年末調整において(1)の所得金額調整控除の適用を受けようとする人は、所要の事項を記載した「所得金額調整控除申告書」を提出しなければならないこととされました。

- (2) その年の給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額がある居住者で、給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が 10 万円を超えるものの総所得金額を計算する場合には、給与所得控除後の給与等の金額（給与所得控除後の給与等の金額が 10 万円を超える場合には、10 万円）及び公的年金等に係る雑所得の金額（公的年金等に係る雑所得の金額が 10 万円を超える場合には、10 万円）の合計額から 10 万円を控除した残額を、給与所得の金額から控除することとされました。

16 上記 12～15 の改正に伴い、各種所得控除等を受けるための扶養親族等の合計所得金額要件等の見直しが行われました。

この改正は、平成 32 年（2020 年）分以後の所得税について適用されます。

- (1) 同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件が 48 万円以下（改正前：38 万円以下）に引き上げられました。
- (2) 源泉控除対象配偶者の合計所得金額要件が 95 万円以下（改正前：85 万円以下）に引き上げられました。
- (3) 配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額要件が 48 万円超 133 万円以下（改正前：38 万円超 123 万円以下）とされ、その控除額の算定の基礎となる配偶者の合計所得金額の区分が、それぞれ 10 万円引き上げられました。
- (4) 勤労学生の合計所得金額要件が 75 万円以下（改正前：65 万円以下）に引き上げられました。
- (5) 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が 55 万円（改正前：65 万円）に引き下げられました。

17 上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例等の見直しが行われました。

この改正は、平成 32 年（2020 年）1 月 1 日以後に支払われる上場株式等の配当等について適用されます。

- (1) 支払の取扱者が交付をする上場株式等の配当等の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に記載する額を、その支払の取扱者が源泉徴収するその上場株式等の配当等に係る所得税の額から控除することとされました。
 - イ 証券投資信託等又は特定受益証券発行信託の収益の分配 その証券投資信託等又は特定受益証券発行信託の信託財産について納付した所得税（外国所得税を含む。）の額のうちその収益の分配に対応する部分の金額
 - ロ 特定目的会社の利益の配当 その特定目的会社が納付した外国法人税の額のうちその利益の配当に対応する部分の金額
 - ハ 投資法人の投資口の配当等 その投資法人が納付した外国法人税の額のうちその配当等に対応する部分の金額
 - ニ 特定目的信託の受益権の剰余金の配当 その特定目的信託に係る受託法人が納付した外国法人税の額のうちその剰余金の配当に対応する部分の金額
- (2) 上記(1)により控除する外国所得税及び外国法人税（以下「外国所得税等」といいます。）の額は、その上場株式等の配当等に係る所得税の額に証券投資信託等若しくは特定受益証券発行信託、特定目的会社、投資法人又は特定目的信託の外貨建資産への運用割合を乗じた額を限度とします。また、一定の外国所得税等の額はその上場株式等の配当等の金額に加算す